

○法務省令第三十五号

商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四百八条（他の法令において準用する場合を含む。）及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十八日

法務大臣 葉梨 康弘

商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるも

ののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(申請書類つづり込み帳)

第十条 申請書、嘱託書、通知書、許可書その他附属書類(この省令の規定により第三十四条第一項第十一号の二の帳簿につづり込むものを除く。)は、申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない。

2 「略」

(登記事項証明書等の記載事項に関する特例)

第三十一条の二 登記官は、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、登記簿に住所が記録されている者(自然人であるものに限る。)であつて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十号)第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるものその他これらに準ずる者(以下この条において「被害者等」という。)の住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあるとして、被害者等又は登記の申請人(被害者等が登記の申請人である場合を除く。以下この条において同じ。)から申出があつたときは、当該被害者等の住所が記録されている登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当

改正前

(申請書類つづり込み帳)

第十条 申請書、嘱託書、通知書、許可書その他附属書類は、申請書類つづり込み帳につづり込まなければならない。

2 「同上」

「条を加える。」

該住所を記載しない措置（以下この条において「住所非表示措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出してしなければならない。

一 前項の申出が会社又は外国会社の登記に係るものである場合にあっては商号及び本店の所在場所、商号（会社の商号を除く。）の登記に係るものである場合にあっては商号及び営業所、後見人の登記に係るものである場合にあっては後見人の氏名又は名称及び住所、支配人の登記に係るものである場合にあっては支配人の氏名及び住所

二 前項の申出をする者（以下この条において「申出人」という。）の資格、氏名、住所及び連絡先

三 被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先

四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

五 住所非表示措置を希望する旨及びその理由

六 申出の年月日

3 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面

二 申出書に記載されている被害者等の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被害者等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

三 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4 登記の申請人が第一項の申出をするときは、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該申請人が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

5 登記官は、第一項の申出があつた場合において、住所非表示措置を講ずるに当たつて必要があると認めるときは、被害者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

6 登記官は、次に掲げる場合には、住所非表示措置を終了させるものとする。

一 被害者等又は登記の申請人から住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二 住所非表示措置をした年の翌年から三年を経過したとき（登記官が当該住所非表示措置を終了させないことが相当であると認めるときを除く。）。

7 第二項から第五項までの規定（第二項第四号並びに第三項第一号及び第三号を除く。）は、前項第一号の申出について準用する。この場合において、第二項第五号中「住所非表示措置を希望する旨」とあるのは「住所非表示措置を希望しない旨」と、第四項中「申出書又は委任による代理人の権限を証する書面」とあるのは「申出書」と、第五項中「住所非表示措置を講ずる」とあるのは「住所非表示措置を終了させる」と読み替えるものとする。

(帳簿等)

第三十四条 登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

〔一〇十一 略〕

十一の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳

〔十二〇十七 略〕

2 〔略〕

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

〔一〇七 略〕

七の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 第三十一条の二第一

項及び第六項第一号の申出に関する書類(添付書面を含む。)

〔八〇十一 略〕

4 次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

〔一〇三 略〕

四 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く。) 受付の日から十年間

〔五〇二十二 略〕

二十二の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 作成した年の翌年から三年間

〔二三三〇二十八 略〕

5 〔略〕

(帳簿等)

第三十四条 登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

〔一〇十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔十二〇十七 同上〕

2 〔同上〕

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

〔八〇十一 同上〕

4 次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

〔一〇三 同上〕

四 申請書その他の附属書類(次号及び第十号の書類を除く。) 受付の日から十年間

〔五〇二十二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二三三〇二十八 同上〕

5 〔同上〕

(役員等の氏の記録に関する申出等)

第八十一条の二 会社の代表者は、役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人の一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏であつて、記録すべき氏と同一であるときを除く。以下同じ。）を登記簿に記録しよう申し出ることができる。この場合において、当該登記簿（閉鎖した登記事項を除く。）にその役員又は清算人について旧氏の記録がされていたことがあるときは、最後に記録されていた旧氏より後に称していた旧氏に限り、登記簿に記録しよう申し出ることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出してしなければならない。

- 一 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先
- 二 旧氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
- 三 前号の役員又は清算人について記録すべき旧氏
- 四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

五 申出の年月日

3 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 前項第三号に掲げる事項を証する書面
- 二 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証

(役員等の氏の記録に関する申出等)

第八十一条の二 設立の登記、清算人の登記、役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）若しくは清算人の就任による変更の登記又は役員若しくは清算人の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた役員又は清算人であつて、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録しよう申し出ることができる。

2 前項の申出をするには、同項の登記の申請書に、次に掲げる事項を記載し、これらを証する書面を添付しなければならない。

- 一 婚姻前の氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
- 二 前号の役員又は清算人の婚姻前の氏

3 第一項の申出があつた場合には、登記官は、同項の申請に係る登記をするときに、同項の申出に係る前項第二号に掲げる事項を記録するものとする。

する書面

4 第二項の申出書又は委任による代理人の権限を証する書面には、申出をする会社の代表者が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

5 第一項の申出があつた場合には、登記官は、同項の申出に係る旧氏を登記簿に記録するものとする。

6 登記官は、旧氏が記録された役員又は清算人の氏の変更の登記の申請があつた場合において、当該旧氏と登記簿に記録すべき氏とが同一であるときは、当該申請により登記簿に氏名を記録すべき役員又は清算人につき、当該旧氏を記録しないものとする。

7 会社の代表者は、当該会社の登記簿に旧氏の記録がされている者について氏の変更の登記がされた場合には、登記簿に記録がされている旧氏を当該変更の登記の直前に称していた旧氏に変更するよう申し出ることができる。

8 第二項から第五項までの規定は、前項の申出について準用する。

9 会社の代表者は、当該会社の登記簿に記録がされている旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。

10 第二項から第五項までの規定（第三項第一号を除く。）は、前項の申

4 登記官は、第二項第二号に掲げる事項が記録された役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人の氏の変更の登記の申請があつた場合には、次に掲げるときに限り、その申請により登記簿に氏名を記録すべき役員又は清算人につき、当該事項を記録しないものとする。

一 申請人から当該事項の記録を希望しない旨の申出があるとき。

二 当該事項と登記簿に記録すべき氏とが同一であるとき。

5 前項第一号の申出をするには、同項の登記の申請書に、第二項第二号に掲げる事項の記録を希望しない役員又は清算人の氏名を記載しなければならない。

出について準用する。この場合において、第二項第二号中「旧氏を記録すべき」とあるのは「旧氏の記録を希望しない」と、同項第三号中「清算人について記録すべき旧氏」とあるのは「清算人について記録されている旧氏」と、第五項中「記録するものとする。」とあるのは「記録しないものとする。」と読み替えるものとする。

(社員等の氏の記録に関する申出等)

第八十八条の二 会社の代表者は、社員若しくは清算人又は合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者(以下この条において「職務執行者」という。)の一の旧氏を登記簿に記録するよう申し出ることができる。この場合において、当該登記簿にその社員、清算人又は職務執行者について旧氏の記録がされていたことがあるときは、最後に記録されていた旧氏より後に称していた旧氏に限り、登記簿に記録するよう申し出ることができる。

2 | 第八十一条の二第二項から第十項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「社員、清算人又は職務執行者」と、同条第十項中「清算人について記録すべき旧氏」とあるのは「職務執行者について記録すべき旧氏」と、「清算人について記録されている旧氏」とあるのは「職務執行者について記録されている旧氏」と読み替えるものとする。

(社員等の氏の記録に関する申出等)

第八十八条の二 設立の登記、清算人の登記、社員の加入による変更の登記、清算人の就任による変更の登記、合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者(以下この条において「職務執行者」という。)の変更(就任による変更を含む。)の登記又は社員、清算人若しくは職務執行者の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻によつて氏を改めた社員、清算人又は職務執行者であつて、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏(記録すべき氏と同一であるときを除く。)をも記録するよう申し出ることができる。

2 | 第八十一条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第八十一条の二第二項各号、第四項及び第五項中「役員又は清算人」とあり、並びに同条第四項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあるのは、「社員、清算人又は職務執行者」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第九十二条 第六十一条第九項及び第六節(第八十六条を除く。)の規定は、合同会社について準用する。この場合において、第八十三条及び第八十四条中「社員」とあるのは「業務を執行する社員」と、第八十八条の二第一項中「社員」とあるのは「業務を執行する社員」と、同項及び同条第二項中「社員、」とあるのは「業務を執行する社員、」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による登記の申請等)

第一百条 次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求(以下「申請等」という。)は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 「略」

一の二 第三十一条の二第一項及び第六項第一号、第八十一条の二第一項、第七項及び第九項(第八十八条の二第二項(第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

二 並びに第八十八条の二第二項(第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。)(の申出(前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第一百五十五条の二第一項及び第八十一条において「住所非表示措置等の申出」という。))

二 印鑑の提出又は廃止の届出(第一号の登記の申請と同時にする場合

(準用規定)

第九十二条 第六十一条第九項及び第六節(第八十六条を除く。)の規定は、合同会社について準用する。この場合において、第八十三条及び第八十四条中「社員」とあるのは「業務を執行する社員」と、第八十八条の二第一項中「社員の加入による変更」とあるのは「業務を執行する社員の加入若しくは業務執行権の付与による変更」と、同項及び同条第二項中「社員、」とあるのは「業務を執行する社員、」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による登記の申請等)

第一百条 次に掲げる申請、提出、届出又は請求(以下「申請等」という。)は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 「同上」

「号を加える。」

二 印鑑の提出又は廃止の届出(前号の登記の申請と同時にする場合に

に限る。)

「三〇八 略」

「二〇四 略」

(住所非表示措置等の申出の方法)

第二百五条の二 第一百一条第一項第一号の二の規定により住所非表示措置等

の申出をするには、住所非表示措置等の申出をする者又はその代理人(次項において「申出人等」という。)は、法務大臣の定めるところに従い、申出書に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信(第三項において「申出情報の送信」という。)しなければならない。

2| 申出人等は、申出書に添付すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者が前項に規定する措置を講じたものを送信(この項及び次項において「申出に係る添付書面情報の送信」という。)しなければならない。ただし、申出に係る添付書面情報の送信に代えて、登記所に当該書面を提出し、又は送付することを妨げない。

3| 第二百二条第三項の規定は申出情報の送信について、同条第五項の規定は申出に係る添付書面情報の送信について準用する。

(氏名等を明らかにする措置)

第百八条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第二百二条第一項の規定による登記の申請、第二百五条の二第一項の規

限る。)

「三〇八 同上」

「二〇四 同上」

「条を加える。」

(氏名等を明らかにする措置)

第百八条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第二百二条第一項の規定による登記の申請、第百六条第一項の規定に

定による住所非表示措置等の申出、第百六条第一項の規定による印鑑の提出若しくは廃止の届出、第百六条の二第一項の規定による電子証明書による証明の請求、第百六条の三第一項の規定による電子証明書の使用の廃止若しくは電子証明書の使用の再開の届出、第百六条の四第一項の規定による識別符号の変更の届出、第百六条の五第一項の規定による電子証明書による証明の再度の請求又は前条第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求 当該署名等をすべき者による第百二条第一項に規定する措置

二 「略」

よる印鑑の提出若しくは廃止の届出、第百六条の二第一項の規定による電子証明書による証明の請求、第百六条の三第一項の規定による電子証明書の使用の廃止若しくは電子証明書の使用の再開の届出、第百六条の四第一項の規定による識別符号の変更の届出、第百六条の五第一項の規定による電子証明書による証明の再度の請求又は前条第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求 当該署名等をすべき者による第百二条第一項に規定する措置

二 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(提供する情報の範囲)</p> <p>第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十一条の二第一項(他の法令において準用する場合を含む。)()の規定により住所非表示措置が講じられることとなるもの</p> <p>三 商業登記規則第四十四条第一項(他の省令において準用する場合を含む。)の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第十一条第四項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条第一項若しくは第五項、第九十六条第二項又は第一百七十七条第三項(これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。)の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。</p> <p>〔四〇六 略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(提供する情報の範囲)</p> <p>第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>三 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第四十四条第一項(他の省令において準用する場合を含む。)の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第十一条第四項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条第一項若しくは第五項、第九十六条第二項又は第一百七十七条第三項(これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。)の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。</p> <p>〔四〇六 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[

附 則

この省令は、令和四年九月一日から施行する。